

国民健康保険の手続(資格)

令和3年3月現在

こんなとき		手続に必要なもの	どこへ
国保に加入するとき	ほかの市区町村から秩父市へ転入したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口においてになる方の本人確認ができるもの ・世帯主と国民健康保険に加入する方の個人番号がわかるもの(原本) ※前住所在地で国民健康保険に加入していなかった場合は社会保険資格喪失連絡票または証明書が必要となります。	秩父市役所 本庁舎1階2番窓口 保険年金課 (国民健康保険担当) または 吉田・大滝・荒川 総合支所1階 市民福祉課 (国民健康保険担当)
	退職などにより職場の健康保険を抜けたとき 健康保険の扶養からはずれたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険資格喪失連絡票または証明書 ・窓口においてになる方の本人確認ができるもの ・世帯主と国民健康保険に加入する方の個人番号がわかるもの(原本) 	
	こどもが生まれたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口においてになる方の本人確認ができるもの ・世帯主の個人番号がわかるもの(原本) ※別途、出産育児一時金のお手続きが必要となる場合があります。詳しくは国民健康保険の手続(給付)をご確認ください。	
	生活保護を受けなくなったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・保護廃止決定通知書 ・窓口においてになる方の本人確認ができるもの ・世帯主と国民健康保険に加入する方の個人番号がわかるもの(原本) 	
国保をやめるとき	ほかの市区町村に転出するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者証(返却) ・窓口においてになる方の本人確認ができるもの ・世帯主と国民健康保険を喪失する方の個人番号がわかるもの(原本) 	または 吉田・大滝・荒川 総合支所1階 市民福祉課 (国民健康保険担当)
	就職などにより職場の健康保険に加入したとき 健康保険の被扶養者になったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者証(返却) ・社会保険証または健康保険組合員証または健康保険資格取得証明書 ・窓口においてになる方の本人確認ができるもの ・世帯主と国民健康保険を喪失する方の個人番号がわかるもの(原本) 	
	被保険者が死亡したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者証(返却) ・窓口においてになる方の本人確認ができるもの ※別途、葬祭費のお手続きがあります。詳しくは国民健康保険の手続(給付)をご確認ください。	
その他	住所、世帯主、氏名が変わったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者証(変更が生じた箇所を訂正します。) ・窓口においてになる方の本人確認ができるもの ・世帯主と国民健康保険に加入する方の個人番号がわかるもの(原本) 	
	世帯を分けたり一緒にしたとき		
	修学のため、他市区町村に転出するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者証 ・在学証明書または学生証 ・窓口においてになる方の本人確認ができるもの ・世帯主と転出する方の個人番号がわかるもの(原本) 	
	保険証を紛失したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口においてになる方の本人確認ができるもの ※窓口にてご本人確認ができない場合には郵送となります。	

※窓口においてになる方の本人確認ができるものは、運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなどをご用意ください。

※国民健康保険の手続は世帯主の義務となりますが、同じ世帯のご家族の方でもお手続きいただけます。

※別の世帯の方が手続する場合は、上記のもののほかに世帯主の委任状も必要となります。

※口座振替で国民健康保険税の納入をご希望の場合には、口座番号のわかるもの及び届出印を合わせてご持参ください。